米に関するマンスリーレポート(北陸版)

(令和7年4月号)

1, 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの入札について

米の円滑な流通の確保を図るため、集荷業者に対し、一定期間後に買い戻すことを条件として、政府備蓄米の売渡しを実施しています。

第1回入札結果

入札実施日: 令和7年3月10日(月)~12日(水)

入札参加者:7事業者

落札数量:141,796トン

落札価格※:21,217円

第2回入札結果

入札実施日: 令和7年3月26日(月)~28日(水)

入札参加者: 4事業者

落札数量:70,336トン

落札価格※: 20,722円

第3回入札実施予定

入札実施日:令和7年4月23日(水)~25日(金)

入札予定数量:10万トン

今後の入札予定

本年夏の端境期まで切れ目なく政府備蓄米が供給されるよう、7月まで毎月入札を実施する予定です。

※落札された販売区分の加重平均価格であり、消費 税及び地方消費税相当額を含まない容器包装込みの

玄米60キログラム当たりの金額

2, 政府備蓄米の販売状況(3月17日~3月30日期分)

買戻し条件付売渡しを行った政府備蓄米の販売数量、販売金額及び販売先等を公表しました。 この期間の買受者(集荷業者)の引取数量は4,071トン、平均価格は21,352円/60kgでした。 買受者のへの販売数量は、卸売事業者等に2,761トン、22,402円/60kgでした。

| 買受者 | | | | | | | | | | |
|------|----|-------|-----------------------|------|-------|-----------------------|--|--|--|--|
| 引取実績 | | | | 販売実績 | | | | | | |
| 買受者 | ·数 | 引取数量 | 販売金額 (単価) | 事業者数 | 販売数量 | 販売金額 (単価) | | | | |
| 7 | | 4,071 | 1,448,699 (21,352) | 13 | 2,761 | 1,030,862 (22,402) | | | | |

卸売事業者等への販売数量は、中食・外食事業者に35トン、平均価格32,920円/ 60kg。小売事業者への販売数量は426トン、 平均価格34,114円/60kgでした。

| 買受者の販売先(卸売事業者等)の販売実績 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------|--------------------|-------|------|---------------------|------|------|---------------------|--|--|--|--|
| 中 | 食・外食事 | 業者 | 小売事業者 | | | (合計) | | | | | | |
| 事業者数 | 販売数量 | 販売金額 (単価) | 事業者数 | 販売数量 | 販売金額 (単価) | 事業者数 | 販売数量 | 販売金額 (単価) | | | | |
| 8 | 35 | 19,310 (32,920) | 137 | 426 | 242,340 (34,114) | 145 | 461 | 261,650 (34,023) | | | | |

詳細につきましては 以下の二次元コード からご覧ください。



- ※ 備蓄米をプレンドして販売された場合であっても、当該備蓄米のみの実績を計上している。
- ※単位は、「買受者数」及び「事業者数」は者、「買受数量」及び「販売数量」は実トン(玄米・精米)、「買受金額」及び「販売金額」は千円、「(単価)」は円/60実キログラム(税抜き)とする。
- ※買受者数は、商取引等に支障を来たすおそれがあるため、4者以下の場合にあっては入札に係る政府備蓄米買受者数を記載する。5者以上となった場合は実数を記載する。
- ※「買受者」の販売実績の「事業者数」は、買受者ごとの報告の積み上げであり、重複して計上される場合がある。
- ※「買受者の販売先(卸売事業者数)の販売実績」の「事業者数」は、買受者の販売先ごとの報告の積み上げであり、重複して計上される場合がある。

令和6年能登半島地震及び9月20日からの大雨に関する情報

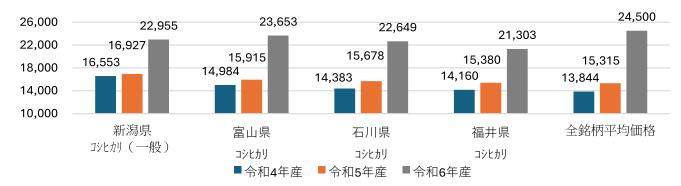
営農再開に向けた現地相談窓口においては、引き続きご相談を受け付け対応しております。 支援や相談窓口の詳細は<u>こちら</u> (☜クリック)、または右記二次元コードからご覧ください。



米の相対取引価格

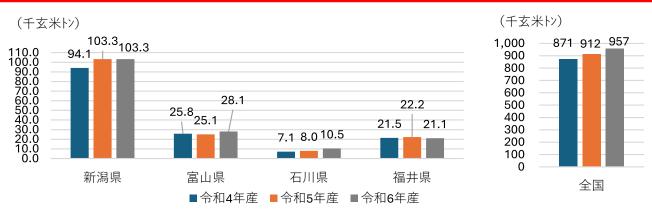
令和4年産及び、令和5年産は出回りから翌年10月まで、 令和6年産は出回りから令和7年3月までの平均価格





- 資料: 農林水産省「米穀の取引に関する報告」
 注: 1 報告対象棄者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の直接販売数量が5,000トン以上)である。
 2 価格は、出荷業者を均売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格(運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格)を加重平均したものである。
 3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
 4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
 5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整(等級及び付加価値等(栽培方法等))が行われることがある。また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
 6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウエイトで加重平均により算定している(5年産は速報値)。
 7 全銘柄平均価格、報告対象産地品種銘柄ごとの前年度検査数量ウエイトで加重平均により算定している。

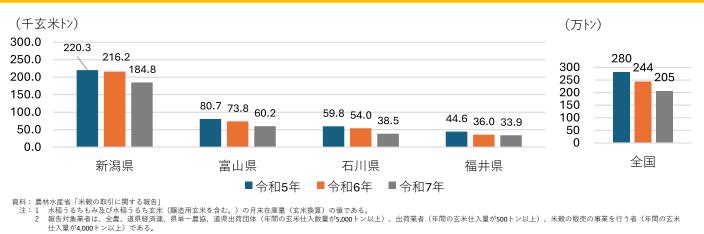
米の産地別販売状況(2月末現在)



資料: 農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- での左言 アスタンガルに関する状态。 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の直接販売数量が5,000トン以上)である。 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米(醸造用玄米を含む。)である。
- 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である

産地別民間在庫の推移(2月末現在)





←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

https://www.maff.go.jp/hokuriku/

